

兵庫県公報

平成25年2月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 総合治水条例施行規則の一部を改正する規則（総合治水課）	1

公布された法令のあらまし

●総合治水条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

総合治水条例のうち開発行為に伴う重要調整池の設置義務に関する規定の施行に伴い、知事への届出及び重要調整池の設置を要しない開発行為、重要調整池の技術的基準等を定めることとした。

規 則

総合治水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第4号

総合治水条例施行規則の一部を改正する規則

総合治水条例施行規則（平成24年兵庫県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第24条を第30条とし、第21条から第23条までを6条ずつ繰り下げる。

第20条第3号中「第22条から第24条まで」を「第28条から第30条まで」に改め、同条を第26条とし、第7条から第19条までを6条ずつ繰り下げる。

第6条第3号中「第8条から第10条まで」を「第14条から第16条まで」に改め、同条を第12条とし、第3条から第5条までを6条ずつ繰り下げる。

第2条の次に次の6条を加える。

（開発行為に関する届出）

第3条 条例第11条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川、下水道その他の水路（雨水を流下させるものに限る。）を整備し、又は維持することを目的として行う開発行為
- (2) 農地又は森林を保全することを目的として行う開発行為
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防工事、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事として行う開発行為
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（同条第2項第6号に規定する自動車駐車場及びこれと一体として整備される同項各号に規定する道路の附属物を除く。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設である農業用道路又は漁港関連道を整備することを目的として行う開発行為
- (5) 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供することを目的として行う開発行為（当該利用に供された後1年以内に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（当該応急措置が終了した後に当該開発行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める開発行為

2 知事は、前項第7号の開発行為を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 条例第11条第1項の規定による届出は、開発行為届（様式第1号）に、図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してしなければならない。

4 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、開発行為の規模とする。
（重要調整池に関する技術的基準）

第4条 条例第11条第2項の規則で定める技術的基準は、開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能に依存する地域において、浸水被害が発生する可能性を低減するように知事が定める基準とする。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。
（重要調整池の設置の完了の届出）

第5条 条例第13条第1項の規定による届出は、重要調整池設置完了届（様式第2号）に、重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）であることを証する書類及び写真その他の重要調整池の設置の状況を示す書類を添付してしなければならない。
（重要調整池に係る検査の結果の告示）

第6条 条例第13条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 重要調整池の所在地
- (2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（重要調整池の所有者等の届出）

第7条 条例第14条第2項の規定による届出は、重要調整池機能喪失届（様式第3号）に、写真その他の重要調整池の機能が失われた状況を示す書類を添付してしなければならない。

2 条例第14条第3項の規定による届出は、重要調整池所有者等変更届（様式第4号）に、土地の登記事項証明書その他の重要調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してしなければならない。

（重要調整池の所有者等の義務の免除の告示）

第8条 条例第16条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 重要調整池の所在地
- (2) 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 義務を免除する理由

本則に次の1条を加える。

（身分証明書）

第31条 条例第55条第2項の証明書の様式は、様式第5号のとおりとする。

附則の次に次の5様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

開発行為届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） ー 番

次の開発行為について、総合治水条例第11条第1項の規定により届け出ます。

開発行為の内容	開発行為を行う土地の所在地	
	開発行為の規模	
	開発行為の目的	

	開発行為を行う土地の 利用の現況	
	開発行為を行った後の 土地の利用の状況	
想定される雨水が流出 する量の変化	現 況	
	開発後	
調整池の設置に関する 計画		
備 考		

- 注 1 図面その他の開発行為の内容を示す書類を添付してください。
 2 「開発行為の規模」の欄は、開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。
 3 「想定される雨水が流出する量の変化」の欄は、総合治水条例施行規則第2条第2項により算定した流出係数を記入してください。
 4 「調整池の設置に関する計画」の欄について、書ききれないときは、別紙としてください。

A 4

様式第2号（第5条関係）

重要調整池設置完了届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） 番

次のとおり重要調整池の設置を完了したので、総合治水条例第13条第1項の規定により届け出ます。

設置した重要調整池	名 称	
	所 在 地	
	重 要 調 整 池 の 所 有 者 等	氏名又は名称 及び住所並び に法人にあつ ては、その代 表者の氏名
重要調整池を 管理する権原 の内容		1 所有権 2 その他（ ）
設 置 工 事 完 了 日	年 月 日	
備 考		

注 重要調整池の所有者等であることを証する書類及び写真その他の重要調整池の設置の状況を示す書類を添付してください。

A 4

様式第3号（第7条関係）

重要調整池機能喪失届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

次のとおり重要調整池の機能が失われたので、総合治水条例第14条第2項の規定により届け出ます。

機能が失われた重要調整池	名 称	
	所 在 地	
届 出 者	1 重要調整池の所有者 2 重要調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)	
機能が失われた日	年 月 日	
機能が失われた理由		
備 考		

注 1 写真その他の機能が失われた状況を示す書類を添付してください。

2 「機能が失われた重要調整池」の「届出者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

A 4

様式第4号（第7条関係）

重要調整池所有者等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

次のとおり重要調整池の所有者等を変更したので、総合治水条例第14条第3項の規定により届け出ます。

所有者等を変更した重要調整池	名 称	
	所 在 地	
変 更 し た 者	1 重要調整池の所有者 2 重要調整池の管理について権原を有する者 (権原の内容：)	
新たに重要調整池の所有者又は重要調整池の管理について権原を有する者となった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
変 更 し た 日	年 月 日	
備 考		

注 1 土地の登記事項証明書その他の重要調整池の所有者等が変更したことを証する書類を添付してください。

2 「変更した者」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

A 4

様式第5号（第31条関係）

（表面）

第	号	
身分証明書		
所 属		
職 名		
氏 名		
<p>上記の者は、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第55条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p>		
発行年月日	年	月 日
兵庫県知事		印

（裏面）

<p>総合治水条例（抜粋）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第55条 知事は、第11条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。</p> <p>2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 第55条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者</p> <p>第60条 第11条第1項の規定による届出をしなかった者又は第55条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>

A 7

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。